

「住宅サポートローン」（しんきん保証）

（2023年12月1日現在）

1. 商品名（愛称）	「住宅サポートローン」
2. ご利用いただける方	当金庫の会員または会員資格を有し、以下のすべての条件を満たす個人のお客さま ① しんきん保証基金保証付住宅ローン（有担保）の本審査結果が「可決」、「条件付可決」のいずれかに該当または契約中で貸付実行日から6ヵ月以内の方 ② 申込時年齢が20歳以上で、完済時年齢が80歳以下の方 ③ 安定継続した収入のある方 ④ 当金庫との取引または当金庫が提携する外部信用情報機関において、不良な情報がない方 ⑤ 当金庫および（一社）しんきん保証基金の審査基準により審査し、貸出が適当と認められた方
3. 資金用途	① 当該住宅ローンの対象物件にかかるインテリア、家電等購入資金 ② 当該住宅ローンの対象物件にかかる引越費用、仮住まい費用 ③ 自動車・オートバイ・自転車（電動アシスト自転車、ロードバイク、クロスバイク等）購入資金 ④ 当金庫を含む金融機関・保証会社から借り入れたローン（無担保）の借換資金 ※当座貸越型消費者ローンの借換資金は当該ローンを解約する
4. お借入金額	1万円以上500万円以内（1万円単位）
5. お借入期間	3ヵ月以上40年以内 最長1年以内の元金返済据置も可能です。
6. 担保・保証人	不要（保証会社である（一社）しんきん保証基金が審査のうえ保証します）
7. ご返済方法	元利均等返済または元金均等返済 （お借入金額の50%以内の元金について6ヵ月ごとのボーナス増額返済とすることも可能です） 返済日は、ご都合に合わせて選択いただけます（ただし、毎月一定の日となります）
8. 金利	・変動金利 ・お借入金利はお申込時ではなく、当金庫承認時の金利が適用されます。 ・お借入期間中の金利変動について 毎年4月1日と10月1日の当金庫所定の住宅ローン長期貸出最優遇金利（金庫長期プライムレート）を基準として年2回見直しを行います。見直し後の新利率はそれぞれ翌々月の約定返済日の翌日から適用します。その場合、住宅ローン長期貸出最優遇金利（金庫長期プライムレート）の変更幅と同じだけ引き上げ、または引き下げとなります。 ・現在の金利については、店頭またはホームページでご確認ください。
9. お申込時に ご用意いただくもの	① ご本人であることを確認できる運転免許証 ※運転免許証を取得されていない場合はパスポート（2020年以前に発給され住所の記載があるもの） ② ご本人の年収を確認できる書類の写し 公的所得証明書・源泉徴収票・税務署受付印のある確定申告書等 ※当該住宅ローンの申込において年収確認書類を徴求している場合は不要 ③ 資金用途が確認できる書類の写し ・注文書、見積書、請求書等（販売店のお振込先が記載されているもの）。 【借換が含まれる場合】 ・借換対象ローンの融資残高および借入名義人が確認できる書類
10. 手数料・保証料	印紙代等諸費用は、別途ご負担いただきます。保証料は金利に含まれます。

次頁に続きます。

<p>11. 苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0120-277-622）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）または群馬弁護士会（電話：027-233-4804）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
-------------------------------	---

◎ ご融資に際しては事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承下さい。